



平成24年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社中京医薬品
代表者名 代表取締役社長 山 田 正 行
(JASDAQ・コード4558)
問合せ先 専務取締役 辻 村 誠
電話番号 (0569) 29-0202

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成24年11月13日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)及び、これに付随する基本方針を実現するための特別な取組み(同条第3号ロ(1)、以下「大量買付ルール」といいます。)について決定しましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

本件はあくまでも情報提供のルールに関する当社の考え方を示すものであり、買付者等の株式持分を新株や新株予約権の割当てを用いて希釈化させる等のいわゆる買収防衛策ではございません。但し、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと評価したにもかかわらず大量買付者が大量買付行為を継続した場合、法令、関係する金融商品取引所の規則及び当社定款を遵守し、必要に応じ株主総会の承認の上、買付者等の買付手段及び当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものと考えます。

なお、現時点において、特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為(III 2 (2)において定義されます。)の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすも

の、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社が構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、II 1. の企業価値の源泉を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた場合、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」で、健康は人間の幸福にとって最も大事なものです。そこで当社は、少しでもそのお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客様と共に歩む企業として懸命な努力を重ねてまいりました。その理念は、お客様と常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮らしを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータル・ライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品

(プライベート・ブランド)、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客様と直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客様を「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客様との信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満たし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたいヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける<CHUKYO SPIRIT>を発揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉といえます。

2. 企業価値の向上に資する取り組み

当社を取り巻く事業環境は健康志向、高齢社会による成長市場により、ドラッグストア、コンビニ、ホームセンターなどの企業の積極的な市場参入を促し、特に健康食品、化粧品・家庭用品市場においては通信販売企業はじめ、メーカー、流通系企業等が地域戦略とONE TO ONE マーケティングのスキル、商品、サービス価値の向上によって市場競争が激化してきています。また、お客様も情報の高度化、スピード化の中で健康意識の高揚から安全、安心意識の定着はもとより、商品、サービスに対する知識、要望も多様化し、企業、商品の選別が厳しさを増してきています。

このような事業環境の中、当社では中期経営計画を策定し成長戦略と事業改革をさらに推し進めています。現在実施中の中期経営計画では、全社的な基本戦略として以下を掲げています。

① 徹底したお客様第一主義の経営の実行。

- ・全社員のお客様生涯価値創造活動のマインドアップを図る企業理念の理解，浸透を行う。
- ・職位別の社員教育体系の見直しと実施。
- ・お客様主義マインドの行動をもとに、プルマーケティング力との融合を進め“ふれあい業”の進化、創造を図り当社独自のビジネススキームの構築と実行を目指す。

② 販売力、販売効率、販売体制の強化。

- ・地域戦略を進めてフロントライン（営業所、営業社員）の事業力（販売力、機動力、企画力）強化を図る。

- ・お客様の期待以上のサービスを実行するために販売促進活動をマーケティング課と連携して販売力を強化する。
 - ・商品管理・物流の効率向上を図り、お客様の期待に応える商品供給を行う。
 - ・商品ブランドの強化を推進する。
 - ・WEBサイトによる販売を強化する。
- ③ お客様に選ばれ続ける高品質の商品を開発する。
- ・お客様の声を活かした商品開発を推進して行く。
 - ・研究、開発、データの集積分析及びマーケティング力を高める。
 - ・お客様第一主義の商品作りを旨とし仕入先様との連携強化を図る。
- ④ 最適な事業運営、管理体制、制度の構築と財務基盤の強化。
- ・コンプライアンス(法令順守)とガバナンス(企業統治)を強化する。
 - ・事業を継続するための評価基準を設定する。
 - ・新たな人事評価制度を確立する。
 - ・利益及び営業キャッシュフロー創出力を高める。

Ⅲ. 当社の「大量買付ルール」について

1. 大量買付ルール導入の必要性について

Iにおいて述べましたとおり、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

また、当社は公開会社であることから、株主の皆様のご自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、またかかる株式の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株式の流動性が増す可能性があること等に鑑みると、今後当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大量買付行為がなされる可能性も否定できません。

以上の理由により、当社取締役会は、以下の大量買付ルールを導入することを決定いたしました。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

イ. 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会検討期間（III 2.（4）において定義されます。）が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が大量買付ルールに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が大量買付ルールに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの評価については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、上記①ないし②に関して当社取締役会は、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かにつき速やかに評価するものとし、

大量買付ルールは、重要な判断に際しては独立委員会による勧告手続を経なければならない、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

(2) 対象となる大量買付行為

大量買付ルールは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為もしくは該当する可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

①当社が発行者である株券等¹に関する特定の株主の株券等保有割合²が 20%以上と

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等を行います。以下大量買付ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

なるような当該株券等の買付けその他の取得³

②当社が発行者である株券等⁴に関する特定の株主の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が 20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得⁷

③当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者⁸に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰（ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限り。）

(3) 情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。

）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式および

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。以下大量買付ルールにおいて同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、ならびに(ii)買付者等との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに買付者等の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、買付者等の共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

³ 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことを含みます。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。以下大量買付ルールにおいて同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。なお、(i)同法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、買付者等の特別関係者とみなします。以下本大量買付ルールにおいて同じとします。

⁷ 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第 6 条第 3 項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいいます。以下大量買付ルールにおいて同じとします。

⁹ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接または間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

¹⁰ ③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

方法により提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大量買付者およびそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（当社株式の取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）
- ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）
- ⑤ 取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大量買付者による当社株券等の過去の取得に関する情報
- ⑦ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑧ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーに対する対応方針
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示し、大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、買付説明書の書式（本必要情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。そして、大量買付行為の提案があった事実については速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された本必要情報については、当社株主の皆様の判断のため

に必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

なお、意向表明書及び買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会は、直ちにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による検討手続

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後にのみ開始されるものとします。

なお、独立委員会が取締役会検討期間内に勧告を行うに至らない等、当社取締役会が取締役会検討期間内に評価に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間およびその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(5) 独立委員会による検討

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社

の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとしします。

(6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会検討期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとしします。

イ. 大量買付者が大量買付ルールに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと評価することを勧告します。

但し、大量買付ルールに定められた手続が遵守されている場合であっても以下の類型に該当すると認められる場合には、独立委員会は、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと評価することを勧告することがあります。

① 次の a. ないし d. までの掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合

a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為

c. 会社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

② 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合

③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合

④ 大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性

、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合

⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑥ その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

ロ．大量買付者が大量買付ルールに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、大量買付ルールに定める手続が遵守されない場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと評価することを勧告します。

独立委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(7) 当社取締役会による評価

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かについて評価し、その他必要な決議を行うものとします。但し、大量買付者が大量買付ルールに定める手続を遵守していないことが客観的に明白である場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても評価及び必要な決議を行うことができます。評価した場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。また、評価した場合には、取締役会検討期間は、取締役会検討期間開始から当該決議の日までに経過した日数にかかわらず、その日をもって終了することとします。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと評価したにもかかわらず大量買付者が大量買付行為を継続した場合、法令、関係する金融商品取引所の規則及び当社定款を遵守し、必要に応じ株主総会の承認の上、買付者等の買付手段及び当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものと考えます。

3. 大量買付ルールの有効期間等

大量買付ルールは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを

目的とすることから、その有効期間は、本取締役会決議から3年とします。

ただし、有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって大量買付ルールを廃止することができます。なお、取締役会は、大量買付ルールの有効期間中に、大量買付ルールの趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、大量買付ルールの内容を変更する場合があります。

当社は、大量買付ルールの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 法令等による修正

大量買付ルールで引用する法令の規定は、平成24年11月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者（(i) および (ii) についてはその補欠者を含む。）の中から、当社取締役会が選任する。(iii)社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本取締役会決議から3年とする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの評価
 - ② その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為への該当性の判断
 - ② 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
 - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤ 取締役会検討期間の延長の決定
 - ⑥ 大量買付ルールの修正または変更の承認
 - ⑦ その他大量買付ルールにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会の行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書記載の情報その他提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書記載の情報その他本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対し、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- ・独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合のほか、定期的に委員会を開催し、当社の経営状況について、当社取締役その他独立委員会が必要と認める者から報告を受けるものとします。

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

大量買付ルール導入当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

柘植 信吾 氏

生年月日： 昭和 15 年（1940 年）9 月 25 日

現職： 当社常勤社外監査役

職歴： 平成 15 年 6 月 東海労働金庫理事長退任

平成 17 年 6 月 当社監査役

平成 20 年 6 月 当社常勤監査役

現在に至る

なお、柘植 信吾 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

吉田 和永 氏

生年月日： 昭和 50 年（1975 年）9 月 26 日

現職： 当社社外監査役

住田正夫法律事務所弁護士

職歴： 平成 18 年 10 月住田正夫法律事務所入所

現在に至る

なお、吉田 和永 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

松田 和久 氏

生年月日： 昭和 33 年（1958 年）11 月 2 日

現職： マツダ税理士総合事務所所長税理士（登録番号 085435）

名古屋商科大学大学院会計ファイナンス研究科税法学教授

職歴： 平成 9 年 8 月 名古屋国税局査察部 国税査察官退官

平成 9 年 9 月 税理士登録

マツダ税理士総合事務所所長税理士

現在に至る

なお、松田 和久 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上